

承第3号

檀原市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦



# 専 決 処 分 書

檀原市税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年5月7日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 地方税法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を行うことにつき、急を要するため



檜原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月7日

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市条例第17号

檜原市税条例の一部を改正する条例

檜原市税条例（昭和31年檜原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の檜原市税条例の規定は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以降の徴収猶予の手続きについて適用する。

